

広島県生活環境の保全等に関する条例（抄）

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

広島県生活環境の保全等に関する条例

平成十五年十月七日条例第三十五号

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

平成十五年十月七日規則第六十九号

第二章 生活環境の保全等に関する措置

第四節 土壌環境の保全

（土地の改変時における改変者の義務）

第四十条 次の各号のいずれかに該当する行為（以下「土地の改変」という。）をしようとする者（以下「土地改変者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、土地の改変をしようとする土地に係る過去の汚水等関係特定事業場（土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質（以下「土壌関係特定有害物質」という。）を取り扱ったことのあるものに限る。）その他の規則で定める工場又は事業場（以下「土壌関係特定事業場」という。）の設置状況等についての調査（以下「土地履歴調査」という。）を実施し、その結果を知事に報告しなければならない。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の規定により許可を受けなければならない行為（行為に係る面積が千平方メートル以上のものに限る。）

二 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項の規定により許可を受けなければならない行為（同法第二条第二号に規定する宅地造成又は同条第三号に規定する特定盛土等であって、行為に係る面積が千平方メートル以上のものに限る。）

2 土地改変者は、土地履歴調査の結果、当該土地において過去に土壌関係特定事業場が設置されていた事実が判明したときは、規則で定めるところにより、当該土壌関係特定事業場において過去に取り扱っていた土壌関係特定有害物質について、当該土壌関係特定有害物質の種類ごとに汚染のおそれが最も大きいと認められる地点において、土壌汚染の確認のための調査（以下「土壌汚染確認調査」という。）を

第二章 生活環境の保全等に関する措置

第三節 土壌環境の保全

（土地履歴調査）

第二十八条 条例第四十条第一項の規定による土地履歴調査は次に掲げる事項について行うものとし、その調査結果の報告は、別記様式第九号によってしなければならない。

一 土地の改変をしようとする土地における過去の土壌関係特定事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴

二 当該土壌関係特定事業場において製造され、使用され、又は処理されていた土壌関係特定有害物質の種類

三 土壌関係特定有害物質の取扱い、排出及び保管の状況

（土壌関係特定事業場）

第二十九条 条例第四十条第一項の規則で定める土壌関係特定事業場は次に掲げるものとする。

一 汚水等関係特定事業場（土壌関係特定有害物質を取り扱ったことのあるものに限る。）

二 ガソリンスタンド

三 射撃場

（土壌汚染確認調査）

第三十条 条例第四十条第二項の規定による土壌汚染確認調査は、過去に取り扱っていた土壌関係特定有害物質について、次の各号に掲げる特定有害物質の種類に応じて、当該各号に定める試料の採取及び測定を行うこととする。

一 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下この節において「省令」という。）第四条第三項第二号イに規定

広島県生活環境の保全等に関する条例（抄）

施し、その結果を知事に届け出なければならない。

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

する第一種特定有害物質 土壤中の気体の採取及び当該気体に含まれる土壌関係特定有害物質の量の測定（以下「土壌ガス調査」という。）並びに土壌の採取及び当該土壌に水を加えた場合に溶出する土壌関係特定有害物質の量の測定（以下「土壌溶出量調査」という。）。ただし、土壌ガス調査の結果、土壤中の気体から土壌関係特定有害物質が検出されない場合は、土壌溶出量調査を行うことを要しない。

二 省令第六条第一項第二号に規定する第二種特定有害物質 土壌溶出量調査並びに土壌の採取及び当該土壌に含まれる土壌関係特定有害物質の量の測定（以下「土壌含有量調査」という。）

三 省令第六条第一項第三号に規定する第三種特定有害物質 土壌溶出量調査

2 前項の土壌関係特定有害物質が省令別表第一の上欄に掲げる特定有害物質の種類である場合は、当該特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる分解により生成するおそれのある特定有害物質の種類を含むものとする。

3 土壌ガス調査の方法は、知事が定める指針（以下「土壌汚染対策指針」という。）に定める方法により土壤中の気体の採取を行い、省令第六条第二項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定することとする。

4 土壌溶出量調査の方法は、土壌汚染対策指針に定める方法により土壌の採取を行い、省令第六条第三項第四号に規定する環境大臣が定める方法により測定することとする。

5 土壌含有量調査の方法は、土壌汚染対策指針に定める方法により土壌の採取を行い、省令第六条第四項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定することとする。

6 条例第四十条第二項の規定による届出は、別記様式第十号によってしなければならない。

広島県生活環境の保全等に関する条例（抄）

3 土地改変者は、土壤汚染確認調査の結果、当該土地の土壤の汚染の状況が規則で定める基準に適合しないことが判明したときは、当該土地の改変に着手する日の十四日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の汚染土壤の拡散を防止するための計画書（以下「汚染拡散防止計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

（土壤の汚染状況に係る基準）

第三十一条 条例第四十条第三項の規則で定める基準は次に掲げるとおりとする。

- 一 土壤溶出量調査に関するものは、省令第三十一条第一項に定める基準
- 二 土壤含有量調査に関するものは、省令第三十一条第二項に定める基準

（汚染拡散防止計画書）

第三十二条 条例第四十条第三項の汚染拡散防止計画書は、土壤汚染対策指針に定めるところにより、次に掲げる事項について作成し、別記様式第十一号によって提出しなければならない。

- 一 土地の汚染の状況
- 二 汚染の拡散防止を行う区域
- 三 汚染の拡散防止の方法
- 四 汚染土壤の搬出の有無及び搬出先
- 五 汚染の拡散防止措置の開始及び終了の時期
- 六 汚染の拡散防止措置の期間中の環境保全対策

（汚染拡散防止計画書に関する基準）

第三十三条 条例第四十一条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 土地の改変の実施に当たり、汚染土壤又は土壤関係特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講じること。
- 二 土地の改変の実施に当たり、汚染土壤（第三十一条第一号の基準に係るものに限る。）が当該土地内の帯水層に接しないようにすること。
- 三 土地の改変を行った後、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。次号において「法」という。）第七条第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生じるおそれがないようにすること。
- 四 掘削した汚染土壤を土地の改変をしようとする土地の外へ搬出す

広島県生活環境の保全等に関する条例（抄）

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

4 土地改変者は、汚染拡散防止計画書の内容に従って必要な措置を実施しなければならない。

（勧告）

第四十一条 知事は、土地改変者が前条第一項から第四項までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、同条第一項から第四項までの規定に対する違反を是正するために必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 知事は、土地改変者から提出された汚染拡散防止計画書の内容が、規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該汚染拡散防止計画書を受理した日から十四日以内に限り、土地改変者に対し、当該汚染拡散防止計画書の内容を変更すべきことを勧告することができる。

る場合には、次に掲げる措置を講じること。

イ 法第二十二条第一項の規定による許可を受けた者（法第二十七条の五において法第二十二条第一項の許可があったものとみなされた場合における国又は地方公共団体を含む。以下この号において「汚染土壌処理業者」という。）に当該汚染土壌の処理を委託すること。ただし、土地改変者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。

ロ 省令第六十五条に規定する基準により、当該汚染土壌の運搬を行うこと。

ハ 当該汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合は、法第二十条第一項の規定の例により、当該汚染土壌の運搬を受託した者（当該委託が当該汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）に対し、管理票を交付するとともに、同条第三項及び第四項の規定の例により、当該汚染土壌の運搬を受託した者又は当該汚染土壌の処理を受託した者に対し、当該管理票を送付し、又は回付することを求めることにより、当該汚染土壌の処理が行われたことを確認すること。

広島県生活環境の保全等に関する条例（抄）

（違反者の公表）

第四十二条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

（適用除外）

第四十三条 前三条の規定は、土壌汚染対策法第三条第一項若しくは第五条の規定による土壌汚染状況調査を実施した土地、同法第三条第七項若しくは第四条第一項の規定による届出を行った土地又は同法第十四条第一項の規定による申請が行われた土地（同条第三項の規定により当該申請に係る調査が土壌汚染状況調査とみなされるものに限る。）については、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第四十条から第四十三条まで、第七十三条、第七十四条、第七十七条、第百条及び第百一条並びに次項及び附則第八項の規定 平成十六年十月一日

（経過措置）

2 第四十条から第四十三条までの規定は、平成十六年九月三十日までに都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による許可の申請又は宅地造成等規制法第八条第一項の規定による許可の申請がなされた土地の改変については、適用しない。

（中略）

附 則（令和五年三月一三日条例第三号）

（施行期日）

1 この条例は、令和五年五月二十六日から施行する。

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第二十八条から第三十三条まで、第五十三条から第五十七条まで、第五十九条、第六十条及び第七十三条から第七十五条まで並びに次項の規定 平成十六年十月一日

（以下略）

広島県生活環境の保全等に関する条例（抄）	広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（抄）
<p>(経過措置)</p> <p>2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項及び改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の宅地造成等規制法第八条第一項の規定により許可を受けなければならない行為に係る第三条の規定による改正後の広島県生活環境の保全等に関する条例第四十条から第四十三条までの規定の適用については、なお従前の例による。</p>	